

○清水町民の歯や口腔の健康づくり条例

平成23年3月23日条例第3号

清水町民の歯や口腔の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、静岡県民の歯や口の健康づくり条例（平成21年静岡県条例第75号）の趣旨に基づき、本町の歯や口腔の健康づくりについての基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯や口腔の健康づくりに関する施策（以下「歯科保健施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる町民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯や口腔の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯科保健施策は、生涯にわたる歯や口腔の健康づくりに関する町民の自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉、教育その他関連する施策との有機的な連携により講ぜられるものでなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科保健施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に關係する者の役割)

第4条 保健、医療、福祉、教育等に關係する者は、基本理念にのっとり、町民の歯や口腔の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、歯や口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自らの歯や口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 町は、歯科保健施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の基本事項)

第7条 歯科保健施策の基本となる事項（以下「基本事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯や口腔の健康づくりを進める運

動をいう。) を推進すること。

(2) むし歯や歯周病の予防対策を推進すること。

(3) 歯科救急医療体制の整備を推進すること。

(4) 歯や口腔の健康づくりに必要な調査研究を推進すること。

(歯科保健行動計画)

第8条 町長は、歯科保健施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、清水町歯科保健行動計画(以下「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく町の健康増進計画その他健康づくりに関する計画と整合するものでなければならない。

3 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 基本事項に基づく歯科保健施策

(2) 前号の歯科保健施策を効果的に推進するための基本事業及び目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 町長は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 町長は、歯科保健施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画を見直すものとする。

6 第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(歯科保健推進会議)

第9条 町は、歯科保健施策の円滑な推進を図るため、清水町歯科保健推進会議(以下「歯科保健推進会議」という。)を置く。

2 歯科保健推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。